

豚熱感染確認区域におけるジビエ利用での枠組み

家畜伝染病予防法

- 家畜衛生としての対策
- ・家畜への伝染病の感染を防ぐための措置

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

(令和2年7月1日農林水産大臣公表)

第23 当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域においては、野生いのしし間及び野生いのししから豚等への感染拡大の防止を図る。

鳥獣保護管理法・鳥獣被害防止特措法

- 狩猟・捕獲での規制
- 鳥獣による農業被害対策

豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化について

(令和5年3月31日付け4消安第7516号・4農振第3600号)

第3の1 感染確認区域※における捕獲に当たっては、同区域内は環境中の豚熱ウイルス濃度が高く、イノシシの肉、内臓等が感染源となって野生イノシシ、飼養豚等にウイルスが伝播するおそれがあることを踏まえ、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（環境省・農林水産省）」を参考としながら、以下の対策をとること等により、豚熱ウイルスの拡散防止に留意すること。ただし、感染確認区域において捕獲した豚熱陰性野生イノシシをジビエ利用する場合については、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きについて」（令和3年4月1日付け2消安第6357号・2農振第3720号消費・安全局長・農村振興局長通知）に従い、豚熱ウイルスの拡散防止策を講じること。

※豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが確認された地点から半径10km圏内の区域（第1の1で定義）

CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き

(令和2年3月環境省・農林水産省)

食品衛生法

- 食品衛生としての対策
- ・公衆衛生上必要な措置（HACCPに沿った衛生管理）
- ・食品取扱者としての遵守
- ・食肉処理施設の施設設備等に係る衛生管理

野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）

(厚生労働省 最終改正：令和5年6月)

第2の2（2）狩猟者は狩猟する地域の家畜伝染病の発生状況について、積極的に情報の収集に努め、狩猟しようとする地域において野生鳥獣に家畜伝染病のまん延が確認された場合は、当該地域で狩猟した個体を食用に供してはならない。ただし、農林水産省が策定した「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きについて」（令和3年4月1日付け2消安第6357号・2農振第3720号農林水産省消費・安全局長・農村振興局長通知）に従い、捕獲から出荷まで適切な措置が講じられたものは、その限りではない。

豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き

(最終改正：令和5年4月3日4消安第7390号・4農振第3575号)

- ジビエ利用可能となる施設要件
 - ①処理加工施設において本手引きに沿って処理されている
 - ②血液PCR検査にて豚熱陰性が確認することで出荷する
- 死体の廃棄方法
- 不適切な処理等での指導方法